

二 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大金融監督省告示第七号）

労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大金融監督省告示第七号）

改 正 案

現 行

1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。

2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（労働金庫法施行規則第九十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。

1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。

2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する関連法人等（労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。

3

金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三号)に基づき信託業務を営む銀行がある
場合には、前二項に規定する調整自己資本額に当該信託業務を営む
銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

3

金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三号)に基づき信託業務を営む銀行がある
場合には、前二項に規定する調整自己資本額に当該信託業務を営む
銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。